

訪問看護ステーション ひなた 訪問看護 重要事項説明書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」第8条の規定に基づき、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	特定非営利活動法人 ひなた
代表者氏名	理事長 金居 久美子
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	兵庫県姫路市御国野町御着237番地1 (電話 079-252-7778・ファックス番号 079-227-8788)
法人設立年月日	平成23年4月1日

2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	訪問看護ステーション ひなた
介護保険指定 事業者番号	兵庫県指定 第 2864090432 号
事業所所在地	〒671-0232 兵庫県姫路市御国野町御着237番地1
連絡先 相談担当者名	(電話 079-252-7778・ファックス番号 079-227-8788) 金居 久美子
事業所の通常の 事業の実施地域	兵庫県姫路市(家島町、夢前町、安富町を除く)、高砂市

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	居宅において、主治医が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、適正な運営を確保し、適切な訪問看護を提供することを目的とする。
運営の方針	1. 事業所が実施する事業は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を目指して支援する。 2. 事業に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。 3. 自ら提供するサービスの質を評価して質向上を図るとともに、必要な時に必要な訪問看護の提供が行えるよう、実施体制の整備に努めるものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日(国民の休日、12月29日～1月3日までを除く)
営業時間	午前9時から午後5時30分

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	営業日と同じ。必要時、土曜日、日曜日、祝祭日
サービス提供時間	午前9時から午後5時

(5) 事業所の職員体制

管理者	(氏名) 金居 久美子
-----	-------------

職	職務内容	人員数
管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1 主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 2 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 	常勤 1名
看護職員のうち主として計画作成等に従事する者	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。 2 主治の医師の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い、同意を得ます。 3 利用者へ訪問看護計画を交付します。 4 指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。 5 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。 6 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。 7 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 	常勤 3名以上
看護職員(看護師・准看護師)	<ol style="list-style-type: none"> 1 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。 2 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。 	常勤 1名 非常勤 3名以上

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 (1) 病状・障害・日常生活の状態や療養環境のアセスメント (2) 清潔の保持、食事および排泄等療養生活の支援 (3) 褥瘡の予防・処置 (4) 日常生活・社会生活の自立を図るリハビリテーション (5) ターミナル期の看護 (6) 認知症・精神障害の看護 (7) 療養生活や介護方法の指導 (8) カテーテル等の管理 (9) その他医師の指示による医療処置

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

基本利用料として健康保険法または老人保健法及び介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとします。

利用者は、訪問看護ステーションひなた料金表(別表)に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料及び、サービスを提供する上で別途必要になった費用を支払います。

4 その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。 なお、自動車を使用した場合は、事業所から片道15キロメートル未満の場合300円、15キロメートル以上の場合600円を交通費として請求いたします。
② キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。

	24 時間前までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です
	12 時間前までにご連絡の場合	1 提供当りの料金の 50%を請求いたします。
	12 時間前までにご連絡のない場合	1 提供当りの料金の 100%を請求いたします。
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。		
③ サービス提供に当り必要となる利用者の居 宅で使用する電気、ガス、水道の費用	利用者（お客様）の別途負担となります。	

5 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額 （介護保険を適用する 場合）、その他の費用の 請求方法等	<p>ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 15 日前後に利用者あてお届け（郵送又は手渡し）します。</p>
② 利用料、利用者負担額 （介護保険を適用する 場合）、その他の費用の 支払い方法等	<p>ア サービス提供の実際と照合のうえ、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 （ア）事業者指定口座への振り込み （イ）利用者指定口座からの自動振替（現在不可能） （ウ）現金支払い</p> <p>イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡します。必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）</p>

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 2 月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する 訪問看護員の変更を希望される場 合は、右のご相談担当者までご相 談ください。	ア 相談担当者氏名	金居 久美子
	イ 連絡先電話番号	079-252-7778
	同ファックス番号	079-227-8788
	ウ 受付日及び受付時間	営業時間帯

※ 担当する看護職員としては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7 サービスの提供にあたって

(1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。

- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします
- (4) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行ないます。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- (5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 金居 久美子
-------------	------------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 介護相談員を受入れます。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
---------------------------------	--

② 個人情報の保護について	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとしします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとしします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>
---------------	---

10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

利用者(家族等)緊急連絡先：

氏名 _____ 続柄 _____

住所 _____

電話番号 _____

主治医名 _____

電話番号 _____

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

12 身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

13 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等

を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

14 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定訪問看護の提供に当たり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

15 サービス提供の記録

- ① 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス完結の日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- ③ 提供した指定訪問看護に関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載します。

16 衛生管理等

- ① 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

17 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ア 提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
 - ・苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行う。
 - ・管理者は、訪問看護員に事実関係の確認を行う。
 - ・相談担当者は、把握した状況をスタッフとともに検討を行い、時下の対応を決定する。
 - ・対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へ必ず対応方法を含めた結果報告を行う。(時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡する。)

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 訪問看護ステーション ひなた	所在地 姫路市御国野町御着 237-1 電話番号 079-252-7778 ファックス番号 079-227-8788 受付時間 9:00~17:30
-----------------------------------	---

【市町村（保険者）の窓口】 姫路市 介護保険課	所在地 姫路市安田4丁目1番地 電話番号: 電話番号 079-221-2923 ファックス番号 079-221-2444 受付時間 8:35~17:20
【公的団体の窓口】 兵庫県国民健康保険団体連合会	所在地 神戸市三宮町1丁目9番1-1801 電話番号 078-332-5617 ファックス番号 078-332-5650 受付時間 8:45~17:15

18 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」第8条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	兵庫県姫路市御国野町御着237番地1	
	法人名	特定非営利活動法人 ひなた	
	代表者名	金居 久美子	印
	事業所名	訪問看護ステーション ひなた	
	説明者氏名	金居 久美子	印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。また、別紙料金及び事業所の加算について説明を受け、同意いたしました。

利用者	住所	
	氏名	印
代理人	住所	
	氏名	印

訪問看護ステーション ひなた 訪問看護（介護予防訪問看護）利用料金表（別紙）

（基本単位数×地域単価 10.21 の実費を算出し、1割負担の場合の額）

（ただし、事業所と同一建物の利用者は88%の額となる）

サービス提供時間数 サービス提供時間帯	20分未満	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満
	利用者負担額	利用者負担額	利用者負担額	利用者負担額
昼間	321円	481円	840円	1,152円
早朝・夜間 (25%を加算)	401円	601円	1,050円	1,440円
深夜 (50%を加算)	481円	721円	1,260円	1,728円

提供時間帯名	早朝	昼間	夜間	深夜
時間帯	午前6時から 午前8時まで	午前8時から 午後6時まで	午後6時から 午後10時まで	午後10時から 午前6時まで

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問看護で1割負担の場合、1回20分につき300円、1回40分につき600円、1回60分につき810円となります。

○その他に以下の加算があります

加算	利用者負担額	算定回数等
初回加算Ⅰ	357円	退院した日に初回訪問
初回加算Ⅱ	306円	退院した日以降に初回訪問
退院時共同指導加算	612円	退院前の連携をした場合
緊急時訪問看護加算Ⅰ	612円	1月に1回（ⅠかⅡは体制による）
緊急時訪問看護加算Ⅱ	586円	
特別管理加算（Ⅰ）	510円	1月に1回
特別管理加算（Ⅱ）	255円	1月に1回
ターミナルケア加算	2,552円	死亡月に1回
複数名訪問看護加算	259円	1回当たり（30分未満）
	410円	1回当たり（30分以上）
長時間訪問看護加算	306円	1回当たり
サービス提供体制強化加算	6円	1回当たり
看護・介護職員連携強化加算	255円	1月に1回
看護体制強化加算Ⅰ・Ⅱ	Ⅰの場合562円、Ⅱの場合204円 1月に1回	

※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問看護計画に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問看護計画の見直しを行いません。

※ （利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合）上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください。

- ※ 初回加算は、訪問看護が開始となった際、計画立案を行った場合に算定します。
- ※ 緊急時訪問看護加算は、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して 24 時間連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合に加算します。なお、同意書面は別添のとおりです。I は、緊急時訪問における看護業務の負担軽減に資する十分な業務管理体制がとれている場合に加算します。
- ※ 特別管理加算は、指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者（別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。）に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に一月に一回加算します。なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。

【特別管理加算(I)】

在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、又は気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態

【特別管理加算(II)】

在宅自己腹膜灌かん流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態、人工肛門又は人工膀胱を設置している状態、真皮を超える褥瘡の状態、点滴注射を週 3 日以上行う必要があると認められる場合

- ※ ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前 1 4 日以内に 2 日以上ターミナルケアを行った場合に加算します。
- ※ 複数名訪問看護加算は、二人の看護師等（両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する。）が同時に訪問看護を行う場合（利用者の身体的理由により 1 人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等）に加算します。
- ※ 長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1 回の時間が 1 時間 3 0 分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費（1 時間以上 1 時間 3 0 分未満）に加算します。なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた 1 時間 3 0 分を超過する部分の利用料は徴収しません。
- ※ 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、下記の地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、訪問看護を行った場合に加算します。なお、当該加算を算定する場合は、通常の事業の実施地域を越える場合の交通費は徴収しません。また、当該加算の算定は、緊急時訪問看護加算、特別管理加算及びターミナルケア加算を除いた所定単位数に加算します。

中山間地域等：富栖村、夢前山之内、夢前高長、旧夢前町、旧安富町

- ※ サービス提供体制強化加算は、職員の勤続年数や研修体制について、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た訪問看護事業所が、利用者に対し、訪問看護を行った場合に算定します。
- ※ 看護・介護職員連携強化加算は、介護職員による痰の吸引や経管栄養の注入を受ける利用者に対して、円滑な実施ができるよう介護事業所との連携をはかった場合に加算します。
- ※ 看護体制強化加算は、中重度の要介護者の在宅生活を支える体制を整備しているものとして、過去 3 か月間の実績を厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た訪問看護事業所が、利用者に対し、訪問看護を行った場合に算定します。
- ※ 主治の医師（介護老人保健施設の医師を除く。）から、急性増悪等により一時的に頻回の訪

問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から 14 日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による訪問看護の提供となります。(このことについては、別途説明します。)

訪問看護ステーション ひなた 訪問看護(医療保険)利用料金表

保険種類	療養費の負担割合
後期高齢者医療証、高齢受給者証	1割～3割(一定所得の方)
国民健康保険、全国健康保険協会、 組合管掌健康保険など	3割 (義務教育就学前までは2割)

※利用料は各保険により下記費用の1～3割となります。

※訪問時間は1回にあたり30分から1時間30分程度。

※訪問回数は原則として週3回まで。ただし、厚生労働大臣の定める疾病、特別指示書交付期間にある利用者、特別管理加算の対象者には回数制限はありません。

※医療処置、ケアの内容、主治医との連携などにより加算があります。

《基本利用料金明細》

訪問看護基本療養費Ⅰ (1日1回につき)	週3回まで5,550円 週4回以降6,550円
訪問看護基本療養費Ⅱ (同一建物居住者で同一日に3人以上訪問した場合、一日一回につき)	週3回まで2,780円 週4回以降3,280円
訪問看護基本療養費Ⅲ(外泊中の訪問看護) (入院中に1回、特定の利用者に2回)	1回につき、8,500円
乳幼児加算(6歳未満)	1日につき、1,300円
複数名訪問看護加算(週1回)	看護師と同時に行う場合 4,500円
	准看護師と同時に行う場合 3,800円
複数名訪問看護加算(週3回)	看護補助者と同時に行う場合 一日1回3,000円 一日2回6,000円、一日3回以上10,000円
訪問看護管理療養費 (1日につき)	月の初日7,670円 2日目以降の訪問3,000円(又は2,500円)
難病等複数回訪問加算 (※1厚生労働省の指定疾患)同一建物減算あり別添	1日2回訪問4,500円 1日3回以上の訪問8,000円
訪問看護医療DX情報活用加算	月に一回 50円
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)	月に一回 780円
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)	月に一回 500円

《病状や状況によっては下記の料金が加算されます》

長時間訪問看護加算	週に1日(特定の利用者は週3日) 5,200円
緊急訪問看護加算	1日につき、2,650円(月15日目以降2,000円)
特別管理加算	利用者の状態(※2)に応じ、1か月につき 2,500円または5,000円
退院時共同指導加算 (月1回、利用者の状態に応じ月2回を限度)	1回につき、8,000円 (特別管理指導加算対象者は+2,000円)
退院支援指導加算(退院日の訪問) (厚生労働省が定める疾患・状態)	6,000円
在宅患者連携指導加算	1月につき、3,000円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	1月につき、2,000円(2回限り)
看護・介護職員連携強化加算	月1回限り、2,500円
訪問看護ターミナルケア療養費	25,000円
早朝・夜間・深夜看護加算	早朝・夜間2,100円、深夜4,200円 早朝(6:00-8:00)夜間(18:00-22:00)深夜(22:00-6:00)

《ご希望により契約された場合には下記の料金が加算されます》

24時間対応体制加算	1月につき、①6,800円又は② 6,520円
訪問看護情報提供療養費	1月につき、1,500円

※1厚生労働大臣が定める疾病(別表第7)

- ・末期の悪性腫瘍 ・多発性硬化症
- ・重症筋無力症 ・スモン
- ・筋委縮性側索硬化症
- ・脊髄小脳変性症 ・ハンチントン病
- ・進行性筋ジストロフィー症
- ・パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、
- ・パーキンソン病/ホーエン・ヤールの重症度分類がステージⅢ以上であって、生活機能障害度がⅡ度またはⅢ度のものに限る
- ・多系統委縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳委縮症、シャイ・ドレーガー症候群)
- ・プリオン病 ・亜急性硬化全脳炎 ・後天性免疫不全症候群
- ・頸髄損傷または人工呼吸器を使用している状態
- ・ライソゾーム病
- ・副腎白質ジストロフィー
- ・脊髄性筋萎縮症
- ・球脊髄性筋萎縮症
- ・慢性炎症性脱髄性多発筋炎

※2特別管理加算の対象(別表第8)

○下記の状態の場合は5000円/月

- ・在宅麻薬等注射指導管理
- ・在宅強心剤持続投与指導管理
- ・気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態
- ・在宅腫瘍化学療法注射指導管理
- ・在宅気管切開患者指導管理

○下記の状態の場合は2500円/月

- ・在宅自己腹膜灌流指導管理
- ・在宅血液透析指導管理
- ・在宅酸素療法指導管理
- ・在宅中心静脈栄養指導管理
- ・在宅成分栄養経管栄養法指導管理
- ・在宅自己導尿指導管理
- ・在宅人工呼吸指導管理
- ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理
- ・在宅自己疼痛管理指導管理
- ・在宅肺高血圧症指導管理
- ・ドレーン・チューブを使用している状態
- ・人工肛門・人工膀胱を設置している状態
- ・真皮を超える褥瘡の状態
- ・在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

医療保険【同一建物内 料金表】

加算名	種別	同一建物内			
		1人	2人	3人	
難病等複数回訪問加算	一日2回	4,500 円	4,500 円	4,000 円	
	一日3回以上	8,000 円	8,000 円	7,200 円	
複数名訪問看護加算	看護師等	4,500 円	4,500 円	4,000 円	
	准看護師	3,800 円	3,800 円	3,400 円	
	看護補助者(下記以外)	3,000 円	3,000 円	2,700 円	
	看護補助者 (別表7・8、 特別指示書)	1日1回	3,000 円	3,000 円	2,700 円
		1日2回	6,000 円	6,000 円	5,400 円
		1日3回	10,000 円	10,000 円	9,000 円